東洋史研究
第四十三巻　第四號　昭和六十年三月發行

春秋載書考

吉本道雅

序論
第一章　『左傳』所見の載書(1)
第二章　『左傳』所見の載書(2)
第三章　晉國出土載書
結論

序論

春秋時代の多様な人的結合關係、或いは社會的秩序の解明に、一つの端緒を提供するのが、盟誓なる契約行爲である。盟誓の定義的説明を古文獻に求めると、『禮記』曲禮下に「諸侯、…信を約するを誓と曰う。牲に涖(のぞ)むを盟と曰う」とある。これは一見すると、盟・誓を對概念として説明しているかの如くであるが、術語としての嚴密さを缺く嫌がある。「約信」なる要件は「盟」にも妥當する筈であるし、また「涖牲」に示唆される、契約を維持すべき強制力の存在が、「誓」

の側にも當然言及されねばならないからである。

こうした觀點をふまえ、また『尙書』・『左傳』などの實例を勘案しつつ、本稿では、盟・誓及びそれらを渾言した盟誓なる術語を以下の如く定義したい。まず、次の二條の要件を滿たすものを盟誓と稱する。

(a) 盟誓に於ては、複數の當事者の存在を前提として、將來に於て特定の行爲をなし、或いはなさざることを內容とする契約條項が、宣讀される。(1)

(b) 盟誓に於ては、契約條項に違反する者に對する制裁が豫め明示されている。盟誓によって確認され、或いは成立する人的結合關係の維持を、この制裁の豫告が、當事者に強制するのである。

盟誓は、その強制力たる制裁の內容によって、更に二大別される。

(イ) 條件附呪詛を強制力とするもの。違反者に對する特定の神格の制裁が豫告される。

(ロ) 條件附刑罰の豫告を強制力とするもの。違反者に對する直接の物理的制裁が豫告される。

本稿に於て盟・誓と析言する場合、盟とは先の定義に於ける盟誓のうち、(イ)の要件を滿たすものを指し、誓とは、『尙書』の「誓」を典型と看做して、(ロ)の要件を滿たすものを指すこととする。(2)

さて、春秋時代に於ける盟誓の秩序維持機能は先學の夙に指摘する所である。(3) うち誓に就いては、特定の契約條項を刑罰の豫告を以って強制する、という誓の形式合理性に關して、戰國以降の法家的な法の原型として歷史的に位置附ける試みがなされている。(4) かかる研究は、春秋・戰國のいわば連續面を扱ったもの、すなわち秦漢古代帝國の成立過程なる中國古代史學の中心的課題を志向するものとして大いに評價さるべきである。しかし、春秋時代其自體を問題とする場合、一方の盟に對する研究がより強く要請される。何となれば、盟の春秋時代に於ける盛行と、戰國以降のその秩序維持機能の急速な喪失を想起すると、盟は、春秋・戰國の斷絕面を代表するものとなり、ここに春秋時代獨自の論理を闡明する素材を盟に求めるべき根據が生ずるからである。盟に就いては增淵龍夫氏の社會史的研究が存在する。氏に於て盟とは、前代

の遺制として當時に殘存していた一般的な鬼神信仰を基礎に、人閒を「外側から結びつけ」るものとされる。(5) 氏の定義に於ける盟に基く人閒關係が、氏の所謂「內面より結びつく人閒關係」と二元論的對立をなすべく設定されていることは明白であるが、我々がかかる二元論的對立を超歷史的に容認し、その雙方を固定してしまうとすれば、それは固より妥當ではない。かかる對立發生の契機を盟自體の變容を手掛りに追求することはできないものであろうか。

かかる見地より、本稿では、盟の契約文書たる載書の分析に基いて、春秋時代に於ける盟自體、及びそれをめぐる變容の諸局面を考察する。全篇の構成は次の如くである。

本稿では、『左傳』所見の載書をその書式上、

(イ) 甲型載書。契約條項が完結した文章によって構成されるもの。

(ロ) 乙型載書。契約條項が條件節の內容として提示されるもの。

の二類に分かち、第一章では甲型載書の、第二章では乙型載書の文言の分析に基いて、それぞれの載書の宣讀狀況、及びそれぞれの載書を用いた盟によって成立する契約の性格を解明する。第二章では更に、乙型載書を用いる盟が、甲型載書の存在を前提として成立したことを確認する。次に第三章では、近年、山西省侯馬・河南省溫縣で出土した春秋末期の載書（本稿では以下「晉國出土載書」と稱する）を分析し、これが乙型載書より派生したものであることを確認する。最後に、結論では、甲型載書→乙型載書・晉國出土載書といった載書の書式上の變容を規定する、載書の宣讀狀況の變容、及びその載書を用いた盟によって成立する契約の變容を確認し、更にこの變容過程から推測される、盟の前提となるべき、春秋時代のより一般的な人的結合關係の變容、乃至は社會的秩序の變容の一斑を展望することとする。

第一章　『左傳』所見の載書(1)

まず、甲型載書の基本的な書式を確認する。

『左傳』所見の載書のうち内容の最も完存したものが僖公二十八年（以下僖二十八の如く略記する）の宛濮の盟の載書である。

①六月、晉人、衞侯を復す。甯武子、衞人と宛濮に盟う。曰く、「(a)天、衞國に禍す。君臣協わず、以って此の憂に及べり。今、天、其の衷を誘き、皆降心して以って相い從わしむ。居る者有らざれば、誰か社稷を守らん。行く者有らざれば、誰か牧圉を扞らん。不協の故に、用って昭かに盟を爾大神に乞い、以って天衷を誘く。(b)今日自り以往、既に盟うの後、行く者は其の力を保む無く、居る者は其の罪を懼るる無かれ（行者無保其力、居者無懼其罪）。(c)此の盟を渝えて以って相い及ぼすこと有れば（有渝此盟、以相及也）、明神先君是れ糾し是れ殛せん」と。國人、此の盟を聞くや、而る後貳せず。

(a)は載書全體の序章。この盟を行なうに至った事情を神格を呼出して禱告する辭である。(b)は契約條項。「無」なる助辭を用いた完結した文章を構成している。(c)は條件附呪詛。(b)を受けて改めて提示された「有渝此盟…」なる條件節に導かれて「明神先君」以下の呪詛が提示される。以下、契約條項が完結した文章を構成するという要件を滿たす載書を甲型載書と稱する。

載書の分析に一つの指標を與えるものとして滋賀秀三氏の盟・誓の相違に關する定義がある。氏は、單獨の個人を言明の主體とするものが誓であり、多數當事者の言明に係るものが盟である、とされた。(6) 氏の定義に從えば、盟に用いられる載書は多數當事者個々の宣讀に係る、ということになるわけだが、それは甲型載書一般に妥當するのであろうか。『左傳』には、①以外に(a)の序章を缺くもの、或いは(c)の條件附呪詛をも缺き、(b)の契約條項の部分のみを保存する甲型載書の斷片が頻見する。以下併わせて便宜的に四類に細分し、滋賀氏の見解を手掛りに、載書の宣讀狀況の檢證を行なう。

(一) 第一類

契約條項に「我」・「爾」なる主客一對の人稱代名詞が用いられたものを第一類と稱する。

②昔、我が先君（鄭）桓公、商人と皆、周自り出ず。…世、盟誓有りて以って相い信にせり。曰く、「爾、我に叛く無かれ。我、強いて賈う無けん。匄奪する或る毋けん。爾、利市寶賄有るも、我れ與り知る勿らん」と。此の質誓を恃む。故に能く相い保して、以って今に至る。（昭十六）

この事例で「我」は鄭桓公の自稱。「爾」は鄭桓公が鄭の商人を指してかく呼んだものである。この載書を主客の立場を代えて宣讀したのでは意味を成さない。「我」を稱する主盟者(7)たる鄭桓公の單獨の宣讀に係ることは明白である。また、

③宋及び楚平らぐ。華元、質と爲る。盟いて曰く「我、爾を詐ること無からん。爾、我を虞くこと無かれ」と。（宣十五）

なる載書も同例。また代名詞は用いられていないものの、

④鄭伯始めて楚に朝す。楚子、之に金を賜う。既にして之を悔い、之と盟う。曰く、「以って兵を鑄ること無かれ」と。故に以って三鍾を鑄れり。（僖十八）

この用例では楚王が鄭伯の行爲のみを限定的に規定するのであり、主盟者たる楚王單獨の宣讀に係るものと解さなくてはならない。

(二) 第二類

主盟者たる周王が與盟者に賜わった（「賜之盟」）と表現される盟に用いられる載書を第二類とする。

⑤昔、周公・大公、周室に股肱として、成王を夾輔す。成王、之を勞して、之に盟を賜いて（賜之盟）曰く、「世世子孫、相い害うこと無かれ」と。（僖二十六）

これは魯の大夫展喜が魯に侵入した齊孝公を、往古の成王の賜盟を根據に諫めたものである。齊侯の「魯人恐るる乎」なる諮問に、展喜は「先王之命」を恃むが故に恐れぬ、と對えてこの載書を擧げ、更に、この載書を尊重して霸業を成した齊の先君桓公を稱揚し、

豈に其れ世を嗣ぎて九年にして、命を棄て職を廢せんや（棄命廢職）。其れ先君をいかん。

なる魯國の輿論を紹介する。載書を「先王之命」と稱し、その不履行を「棄命」と稱するのである。同じ事例を『國語』魯語上は以下の如く書き起こす。

昔者、成王、我が先君周公及び齊の先君太公に命じて曰く、…

『左傳』に「賜之盟」と作るものを『國語』では「命」と表現する。同じ事件が文獻化の過程で「盟」或いは「命」と相互代替的に表現されているのである。要するに「賜之盟」とある盟の契約條項は『尚書』の「誥」に近い性格を有し、その載書は周王の單獨の宣讀に係り、與盟者に於ける片務的な契約を形成するものであるといえる。

また『左傳』襄十に

⑥昔、平王東遷するに、吾が七姓、王に從い、牲用備（つぶさ）に具（そな）わる。王、之に賴りて、之に辟旄の盟を賜い、曰く、「世世職を失うこと無かれ」と。

とある載書も同例である。

㈢　第三類

主盟者たる霸者が複數の列國を與盟者として行なった盟に用いられる載書を第三類とする。『左傳』襄十一所見の亳の盟の載書はその最も完存したものである。

⑦鄭人懼れ、乃ち成（たいらぎ）を行なう。秋、七月、亳に同盟す。……乃ち盟う。載書に曰く、「(b)凡そ我が同盟よ（凡我同盟）、

年を蘊うる母かれ。利を壅ぐ母かれ。姦を保する母かれ。慝を留むる母かれ、災患を救い、禍亂を恤み、好惡を同じうし、王室を奬けよ。(c)茲の命を閒すこと或れば、(或閒茲命)、司愼司盟、名山名川、羣神羣祀、先王先公、七姓十二國の祖、明神之を殛し、其の民を失い、命を隊とし氏を亡い、其の國家を踣さしめん」と。

(b)は契約條項、(c)は條件附呪詛であり、「或閒茲命」は①の「有渝此盟」に相當する條件節である。また『左傳』僖二十八には晉文公を主盟者とする踐土の盟の載書がみえる。

⑧癸亥、王子虎、諸侯に王庭に盟う。要言して曰く、「(b)皆、王室を奬けよ。相い害うこと無かれ。(c)此の盟を渝うること有れば(有渝此盟)、明神、之を殛し其の師を隊とし、克く國に祚あること無く、而の玄孫に及ぶまで、老幼有る無からしめん」と。

⑧を一見すると主盟者は王子虎の如くであるが、これは王官を殊更に強調して記す『左傳』の書法であるに過ぎない。踐土の盟の載書は他に

⑨晉文公、踐土の盟を爲し、曰く、「凡そ我が同盟よ(凡我同盟)、各、舊職を復せ」と。(定元)

⑩晉文公、踐土の盟を爲す、……其の載書に云えらく「王若く曰く『晉重・魯申・衞武・蔡甲午・鄭捷・齊潘・宋王臣・莒期よ』と。」(定四)

の二條がある。⑧〜⑩をもとに踐土の盟の載書を復元すると、⑧には條件附呪詛(c)が見え、故に、その直前の契約條項の一部(b)は契約條項の末尾となる。また⑨は「凡我同盟」の一句にはじまる契約條項の一部であり、⑦と比較すれば、契約條項の冒頭たるを知る。また⑩は「王若曰」にはじまり、その直後に晉文公以下諸侯の名を擧げる。これは西周時代の「官職車服策命形式金文」に定型的に見られる文言である。載書に於てかかる王の策命を記す例は他に無いため、確定的な判斷は下し難いが、載書全體の序章に屬し、王子虎の傳達に係るものであろう。霸者の盟の載書としては、他に、

⑪秋、齊侯、諸侯に葵丘に盟う。曰く「凡そ我が同盟の人よ（凡我同盟之人）、既に盟うの後、言、好に歸せん」と。（僖九）

と、齊桓公の葵丘の盟の載書の契約條項の冒頭が保存されている。

さて、以上の葵丘の盟（⑪）・踐土の盟（⑧～⑩）・亳の盟（⑦）の載書の宣讀狀況を次に檢討してみよう。その手掛りとなるのが、これらの載書の契約條項の冒頭に共通に記された「凡我同盟（之人）」なる文言である。「凡我……」なる文言は『左傳』以外では『國語』周語中に、

先王の令に之有りて曰く、「天道、善を賞し、淫を罰す。故に凡そ我が造國よ（凡我造國）、非彝に從う無かれ、慆淫に卽く無かれ、……」と。

とある。僞古文『尙書』湯誥は之を「王曰、……凡我造邦、無從匪彝、無卽慆淫、……」と作るが、僞孔傳は之に「諸侯を戒めて之と更始す」なる解釋を施す。要するに戒告の辭であり、「凡我……」とは「我」なる領格を提示する戒告の主體が、戒告の對象に呼掛ける辭となる。「凡我……」のかかる解釋は他の用例にも適合する。『國語』越語上に、

越王句踐、會稽の上に棲む。乃ち三軍に號令して曰く、「凡そ我が父兄昆弟及び國子姓よ、能く寡人を助けて謀りて吳を退くる者有れば、吾れ之と共に越國の政を知らん」と。

なる用例があるが、この「凡我……」も越王の呼掛けの辭となる。また『左傳』襄十一には、

晉侯、叔肸をして諸侯に告げしむ。公、臧孫紇をして對えしめて曰く「凡そ我が同盟よ（凡我同盟）、小國罪有れば、大國討を致せ。苟しくも以って手に藉くこと有れば、赦宥せざること鮮し。寡君、命を聞けり（寡君聞命矣）」と。

なる「凡我同盟」の用例がある。これは「寡君聞命矣」なる一定の文言を用いた答辯の辭である。その用例としては、

(イ)晉侯、之を許し、叔向をして諸侯に告げしむ。公、子服惠伯をして對えしめて曰く、「君、有罪を舍し、以って小國を靖んず。君の惠なり。寡君、命を聞けり」と。（襄二十五）

(ロ)叔向曰く「……君曰く『余れ必ず之を廢せん』と。何の齊か之れ有らん。唯だ君、之を圖れ。寡君、命を聞けり」と。(昭十三)

などがある。一見して分明なことは「寡君聞命矣」の一句に先行する部分は相手に屬する行爲(イ)・(ロ)もしくは相手の言辭を復唱したもの(ロ)であり、「寡君聞命矣」の「命」とは相手のかかる行爲を指すことである。(8)從って、襄十一の「凡我同盟」以下の部分は、霸者たる晉侯の言明した文言を復唱したものであると解さなくてはならない。以上まとめるに、霸者の盟の載書に用いられる「凡我同盟(之人)」なる文言は、當該載書の宣讀の主體である、主盟者たる霸者が、宣讀の對象である與盟者たる諸侯に對して用いる呼掛けの辭であると解される。「同盟(之人)」なる與盟者の總稱に「我」なる領格を附しうる主體は霸者以外には考え難いからである。換言すれば、かかる呼掛けの辭を有する霸者の盟の載書は、其故に、霸者にのみ限定された宣讀に係るものとなる。

かかる見解の傍證として若干附記したい。まず、踐土の盟に關して『左傳』襄二十五には、

城濮の役に、文公布命して曰く「各、舊職を復せ」と。

とあり、⑨の文言の一部を引いて「命」と稱している。霸者を主盟者とする盟によって成立する契約が、與盟者たる諸侯には「命」つまり片務的契約と解せられていたのである。また葵丘の盟に就いて『孟子』告子下には、⑪の文言に五條の「命」を附し、

今の諸侯は、皆、此の五禁を犯す、故に曰く「今の諸侯は五霸の罪人なり」と。

と論じて、この「命」を「五禁」と稱する。また『穀梁傳』僖九は葵丘の盟の記事として、『孟子』の五條の「命」を更に要約したような文言を載せ、「壹に天子の禁を明らかにす」と述べており、この「命」を「天子之禁」と稱している。戰國時代には、葵丘の盟に於ける契約條項は、主盟者たる齊桓公が、與盟者たる諸侯に天子の禁令を宣明したもの、と解されていたのである。これは春秋時代に於ける霸者の盟の性格の一斑を正しく把握したものである。また⑦の條件附呪詛

には「七姓十二國之祖」なる神格が呼出されているが、この盟には都合十三國が與っており、古來注釋家の論爭を招いてきた。この一見すれば矛盾と考えうる記述も、「凡我同盟」にはじまる契約條項を有する載書が、霸者に限定された宣讀に係ることを知れば、服虔の「晉、盟を主る、自ら數えず」（『春秋正義』引）なる見解に從って了解しうるのである。(9)

(四) 第四類

以上の第一～三類とは異なり、主盟者から與盟者へという載書宣讀の方向が必ずしも明白でない甲型載書を第四類とする。

「國」閒の盟の載書として最も完存したものが、『左傳』成十二所見の晉・楚が宋の華元の斡旋で行なった所謂第一次弭兵の盟の載書である。

⑫癸亥、宋の西門の外に盟う。曰く「(b)凡そ晉楚、戎を相い加うる無く、好惡之を同じうし、同じく菑危を恤み、備に凶患を救え。若し楚を害うもの有れば、則ち晉、之を伐て、晉に在りては、楚も亦た之くの如くせよ（若有害楚、則晉伐之、在晉、楚亦如之）、交贄往來し、道路塗ぐこと無かれ。其の不協を謀りて、不庭を討て。(c)此の盟を渝うること有れば（有渝此盟）、明神之を殛し、其の師を隊とし、克く國に胙あること無からしめん」と。

勢力の拮抗した二「國」閒の盟である點が第三類の霸者の盟に異なる。主盟者としての霸者の缺如は載書の內容にも反映されている。⑫の契約條項には「若有害楚、則晉伐之、在晉、楚亦如之」の一節があり、主盟者たる霸者と與盟者たる諸侯との閒にはみられぬ契約の雙務性が明示されている。しかし其故にこの載書の宣讀狀況は、載書の文言から判斷する限り不分明になってしまう。何となれば、盟の當事者たる晉・楚いずれの一方が宣讀しても、雙方を同時に拘束しうる文言となるからである。また其故に、この文言を盟の當事者が個々に宣讀した、と考える必然性はなくなる。『左傳』哀二十所見の黃池の盟の載書、

⑬黄池の役に、先主、吳王と質有り。曰く、「好惡之を同じうせよ」と。

も、⑫と同例となる。(10)

また章頭に擧げた①は「國」内に於ける盟の載書である。「行者無保其力、居者無懼其罪」なる契約條項には、「無」なる助辭が用いられている。訓讀では、盟の當事者のうち特に主盟者のみが宣讀するものとして、「無」を禁止命令（～ナカレ）に訓じておいたが、盟の當事者がこの載書を個々に宣讀するものとして、「無」を斷言（～ナカラム）に訓ずる可能性も、載書の文言其自體に考察を限定すると、否定し難くなる。但し、①では載書の記錄の直後に「國人、此の盟を聞くや、而る後貳せず」とあり、甯武子が主盟者としてこの載書を宣讀し、與盟者たる國人（衞人）はそれを「聞」くことによって盟に與ったことが確認される。この狀況が、「國」内に於ける甲型載書第四類を用いた盟に一般的に妥當するとすれば、かかる載書を盟の當事者が個々に宣讀したと斷定する必然性は、やはりなくなるわけである。(11)

以上、甲型載書を四類に分かって分析した。以下にその宣讀の狀況を手掛りに、甲型載書の文書としての性格、及び甲型載書を用いた盟によって成立する契約の性格を要約しよう。先ず、甲型載書は、大率、すなわち第一～三類では明白に、また第四類では高い蓋然性をもって、盟の當事者のうち特定の個人が主盟者となり、單獨で之を宣讀するものとなる。故に、その契約條項は、宣讀者たる主盟者にとっての相手方（他人）となる與盟者の行爲の規定が不可缺の要素となる。然らざれば、甲型載書を用いる盟は、主盟者の載書宣讀を「聞」くことによって盟に關わる與盟者に對しては何らの機能をも果たしえぬものとなるからである。從って契約の維持を強制する條件附呪詛の性格も自ら明白となる。②・③・⑫の如く、盟の當事者雙方の義務が契約條項に明示されている、むしろ例外的な場合、呪詛は載書の宣讀者たる主盟者自身にとっては自己呪詛となり、與盟者に對しては他人呪詛となる。しかし、主盟者の義務が契約條項に特に明示されぬ限り、呪詛は、主盟者單獨の載書宣讀により與盟者に對して一方的に提示される、事實上の全き他人呪詛となるのである。

要するに、甲型載書は、契約の維持を強制する條件附呪詛に、主盟者の與盟者に對する他人呪詛たるの性格を不可缺の要件とする載書である、といえ、その甲型載書を用いた盟によって成立する契約は、主盟者が條件附他人呪詛によって契約條項の遵守を與盟者に強制することを不可缺の要件とする契約である、といえよう。

第二章　『左傳』所見の載書(2)

前章では契約條項が完結した文章を構成する載書を甲型載書と稱し、その分析を行なったが、『左傳』には「所（而）……者、有如〔神格〕」なる一定の呪詛の文言が頻見する。

「所……者」或いは「而……者」は條件節を構成する假設連詞である。句頭に「所」・「而」のみを、或いは句末に「者」のみを用いて條件節を構成する場合もある。(12) この條件節に内包される形で契約條項が提示され、それに導かれて「有如〔神格〕」なる呪詛が提示され、契約の維持が強制される。「有如」なる助辭其自體の正確な意味に就いては、諸家の『左傳』注釋の中でかなりの混亂があるが、本稿では一應、「有背棄」・「有辜負」の意に解する說に從っておく。(13)

以下にこの文言の性質を分析してみよう。まず、次の三例。

⑭河に及ぶ。子犯、璧を以って公子に授けて曰く「臣、羈紲を負い、君に從いて天下を巡り、臣の罪甚だ多し。臣だも猶お之を知る。而るを況んや君をや。請う、此由り亡げん」と。公子曰く「所し舅氏（子犯）と心を同じくせざれ者、白水の如き有らん（所不與舅氏同心者、有如白水）」と。其の璧を河に投ず。（僖二十四）

⑮蔡侯歸り、漢に及ぶ。玉を執りて沈めて曰く「余れ所し漢を濟りて南すること有れ者、大川の若き有らん（余所有濟漢而南者、有若大川）」と。（定三）

⑯子行劒を抽き、曰く「需は事の賊なり。誰か陳宗に非ざらん。所し子を殺さざれ者、陳宗の如き有らん（所不殺子者、有如陳宗）」と。（哀十四）

まず契約條項に就いて。この三例では「所……者」なる條件節に内包された契約條項は、いづれも宣讀者自身の行爲に限定されている。これは、⑮の「余」の如く、「所」の直前に一人稱代名詞が用いられる場合、更に明白となる。次の『左傳』昭三十一所見の魯昭公の言辭は⑮の類例である。

⑰公曰く、「君、先君の好を惠顧して、施びて亡人に及ぼし、將に歸りて宗祧を糞除して以って君に事えしめんとす。則ち夫の人を見る能わず。己れ所し能く夫の人を見れ者、河の如き有らん（己所能見夫人者、有如河）」と。

この事例では「所」の直前に「己」なる一人稱が用いられている。また「所……者」以外に今一つの條件節が用いられる用例がある。

⑱士會辭して曰く「晉人は虎狼なり。若し其の言に背けば、臣死し、妻子戮と爲りて、君に益無からん、悔ゆべからざるなり」と。秦伯曰く「若し其の言に背けば、（若背其言）、所し爾の帑を歸さざれ者、河の如き有らん（所不歸爾帑者、有如河）」と。（文十三）

⑲荀偃癉疽して瘍を頭に生ず。……二月、甲寅、卒す。而るに、視る。含すべからず。……欒懷子曰く「其れ未だ事を齊に卒えざる爲の故ならん」と。乃ち復た之を撫す。曰く「主荀し終れば（主荀終）、所し事を齊に嗣がざれ者、河の如き有らん（所不嗣事于齊者、有如河）」と。乃ち瞑して含を受く。（襄十九）

⑳初め、斐豹は隸なり。丹書に著さる。欒氏の力臣、督戎と曰う、國人之を懼る。斐豹、宣子に謂いて曰く、「苟し丹書を焚けば、我れ督戎を殺さん」と。宣子喜ぶ。曰く「而、之を殺せば（而殺之）、所し君に請いて丹書を焚かざれ者、日の如き有らん（所不請於君焚丹書者、有如日……）」と。（襄二十三）

⑱～⑳の「所……者」なる條件節を含む文言は、⑱は秦伯、⑲は欒懷子、⑳は范宣子が之を宣讀しているが、各々の文言には⑱「若背其言」⑲「主荀終」、⑳「而殺之」と「所……者」なる條件節以外に今一つの條件節が存在し、各々⑱晉人、⑲荀偃（＝主）、⑳斐豹（＝而）の行爲を假設したものである。要するに、文言の宣讀者たる自己以外の他人の行爲は、

「所……者」なる條件節の外に嚴密に排除されているわけである。逆にいえば、この「所……者」なる文言は、宣讀者が自己の行爲に限定して假設すべく使用するものとなる。

次に宣讀の狀況。⑭・⑯・⑱～⑳の事例では、宣讀者が特定の相手を目前にし、その相手を對象とする自己の行爲を內容とする契約條項を「所……者」なる條件節を用いて假設し、その條件節に導かれる形で神格を呼出して自己呪詛を行ない、契約の遵守を自己に強制している。⑯「子」・⑱「爾」・⑲「主」・⑳「而」など條件節「所……者」を含む宣讀された文言中に見られる二人稱の存在は、かかる相手の存在を明確に示唆するものである。しかし、「所……者、有如……」なる文言は、宣讀者たる主盟者に對して他人となる與盟者の存在を不可缺の要件とする甲型載書とは異なり、その契約條項の內容が自己の行爲に限定されているため、⑭・⑯・⑱～⑳の事例の如き相手の存在を必ずしも要件としないのである。⑰に於て、亡命中の魯昭公が假設する、「見夫人」なる自己の行爲の對象となる「夫人」とは昭公を亡命に至らしめた季平子であり、當然臨場していないわけである。更に⑮に至っては、蔡侯の「濟漢而南」なる行爲の及ぶべき對象は、實に、自己呪詛のため呼出される神格としての漢水（＝大川）に一致するのである。要するに「所……者、有如……」なる文言は、相手の存在の有無に關らず使用されうるという點を考えれば、本質的にはその宣讀者が自己の決意を自己呪詛によって自己に強制する、神格と自己の存在のみを最低限の要件とする契約行爲に用いられることを知る。

「所……者、有如……」なる文言のかかる性格を知れば、『左傳』定六所見の次の記事のもつ意味も容易に了解できる。

㉑孟孫、房外に立つ。范獻子に謂いて曰く、「(a)陽虎若し魯に居る能わずして、肩を晉に息わば（陽虎若不能居魯、而息肩於晉）、(b)所し以って中軍司馬と爲さざれ者、先君の如き有らん（所不以爲中軍司馬者、有如先君）」と。

『會箋』の說によれば、この文言の宣讀には以下の如き事情が介在する。當時、魯國では、季氏の家宰陽虎の擡頭が著しく、魯定公が晉に朝した際、介たる孟懿子は陽虎の弊を晉の卿たる范獻子に傳えんとした。しかし、それを直言するをはばかり、かかる特殊な文言を用いて婉曲に意を傳えたのだ、とされる。この文言のみ孤立させて考えると、(a)は陽虎の

行爲、すなわち彼が魯から晉へ亡命した場合を假設し、(b)はその陽虎の晉に於ける待遇を假設したもので、それは晉の執政者以外の行爲ではありえない。つまり、既に見た「所……者、有如……」なる文言の性格を想起すれば、この文言は、晉の執政者が自己の陽虎に對する待遇を契約條項とし、晉の先君を呼出す自己呪詛によって契約の遵守を自己に強制するものとなる。この場合、范獻子は實に自己の目前でかかる文言を孟懿子に宣讀されたのであり、それは自分が實際にかかる文言を用いて自己呪詛を行なったと同じ效果をもたらすものとなる。「相手の自己呪詛を代讀する、という形式を以って實質的には自己の願望を相手に強要する」といった一種の契約の形式を敢てとることで、孟懿子は直言を巧みに回避しつつ自己の意圖を范獻子に強く印象せしめたのである。(14)

さて、『左傳』にはこの「所……者、有如……」なる文言を用いて行なわれた盟の載書が若干例存在する。以下、この載書を乙型載書と稱し、その檢討を行なう。

㉒十一月、己亥、戲に同盟す。鄭服すればなり。將に盟わんとす。鄭の六卿、公子騑・公子發・公子嘉・公孫輒・公孫蠆・公孫舍之、及び其の大夫・門子、皆、鄭伯に從う。晉の士莊子、載書を爲る。曰く、「今日既に盟いて自りの後、(a)鄭國而し唯だ晉の命のみを是れ聽かず、而して異志有ること或れ者、此の盟の如き有らん(鄭國而不唯晉命是聽、而或有異志者、有如此盟)」と。公子騑、趨進して、曰く「……今日既に盟いて自りの後、(b)鄭國而し唯だ禮と疆と有りて以って民を庇うべき者にのみ是れ從わず、而して敢て異志有れ者、亦た之の如し。(鄭國而不唯有禮與疆可以庇民者是從、而敢有異志者、亦如之)」と。荀偃曰く、「載書を改めよ」と。公孫舍之曰く「大神に昭して要言せり(昭大神要言焉)。若し改むべくんば、大國も亦た叛くべきなり」と。(襄九)

㉓夏、公、齊侯に祝其に會す。……將に盟わんとす。齊人、載書に加えて(加於載書)曰く、「(a)齊師、竟を出ずるに、而し甲車三百乘を以って我に從わざれ者、此の盟の如き有らん(齊師出竟、而不以甲車三百乘從我者、有如此盟)」と。孔丘、茲無還をして揖して對えしめて曰く「(b)而し我れに汶陽の田を返さざるに、吾れ以って命を共にすれ者、亦た之

くの如し（而不反我汶陽之田、吾以共命者、亦如之）」と。（定十）

この二條の記事に見える計四條の載書は、いずれもその契約條項が「而……者」なる條件節で提示されている。「而」は「所」に同じく「者」と呼應して條件節を構成する助辭であり、從ってかかる契約條項の提示は⑭～㉑に同じい。問題となるのは、次の二點である。第一に、⑭～㉑では「有如〔神格〕」なる呪詛を用いるのに對し、㉒・㉓では神格の部分を「此盟」に作る「有如此盟」なる呪詛、更にそれを受けた「亦如之」なる呪詛を用いる。かかる表現上の相違は如何なる事情に由來するのであろうか。第二に、㉒に就きては同年の經に、

冬、公、晉侯・宋公・衞侯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子・齊世子光に會して鄭を伐つ。十有二（一の誤）月、己亥、戲に同盟す。

とあり、列國の會盟であったことを知る。ところが、㉒の二條の載書はいずれも鄭の義務を記すのみであり、列國會盟の載書たるの要件を滿たしていないのである。

この二點の問題を解明する手掛りとなるのが㉓の「加於載書」なる行爲である。すなわち、㉓(a)の「而……者、有如此盟」なる文言は、別の何らかの載書の存在を前提とし、それに附加された副文的性格のもの、となるのである。かかる狀況を想定すれば、「有如此盟」なる表現の由來も了解できよう。すなわち、既に何らかの神格を直接明示した呪詛が、先行する載書の中に存在するため、その呪詛を前提として、「有如此盟」なる單獨では完結した呪詛たりえない表現をとりえたのである。㉒の二條の載書には、何らの神格も見えぬにも關らず、この記事に於て「昭大神要言焉」なる言辭が表明されていることも、神格（大神）を明記した別の載書が存在したことをを傍證している。然らば、この「而……者、有如此盟」なる副文的性格をもつ乙型載書に先行する別の載書とは如何なる載書なのであろうか。

この問題を解く手掛りとなるのが、㉒の「同盟」なる行爲である。抑も『春秋』・『左傳』に於ける「同盟」なる動詞は、より一般的な「盟」と單稱する場合に異なり、特殊な意味內容に限定的に使用されている。すなわち、霸者が㋑自己の主

宰する同盟に新しい加盟國を得た場合、及び㊐自己の主宰する同盟より離叛する國が現實に發生する、或いは發生の可能性が生じた場合、に於て、改めて盟による秩序維持を行なうために、㋑では新加盟國を含めた、また㊐では現實に離叛國がある場合はそれを除いた、全同盟國を與盟者として行なう盟に限定して「同盟」なる動詞が用いられるのである。(15) かかる盟には、前章に紹介した甲型載書第三類の使用が當然豫想され、また、實際に『左傳』襄十一所見の亳の盟の載書（⑦）が、晉を霸者とする同盟に鄭が加入して行なわれた「同盟」の際に用いられたものであることは、この推定の妥當性を證明する。

かく考えると、㉒の『左傳』の記事に見える載書が、鄭の義務のみを記すにも關らず、經文には列國會盟が記される、という問題も氷解する。つまり、晉を霸者とする同盟に對する新加盟國たる鄭をも含む（其故に「有如此盟」なる文言が鄭に對する呪詛たりうる）、全同盟國を與盟者とし、主盟者たる晉侯が宣讀すべき載書、すなわち甲型載書が、㉒の乙型載書(a)に先行して存在した、と想定すれば、㉒の盟の狀況を最も整合的に理解しうるのである。更に㉒の載書をめぐりここに確認した狀況から、㉒・㉓の「有如此盟」なる呪詛を有する乙型載書は、甲型載書の存在を前提として、之に附加されたものであり、從って全體としては單獨の甲型載書に對して書式上、より新しい段階を劃するものである、と整理することができよう。

次に㉒に窺える盟の狀況を再構成すると、以下の如くなろう。まず、主盟者たる晉が鄭をも含む全與盟國を對象として甲型載書を宣讀し、更に鄭の行爲のみを規定した「而……者、有如此盟」なる文言(a)を宣讀する。先に㉑の事例の解説に述べた如く、この文言は本來的に自己呪詛の文言なのであり、從って、ここでは晉が鄭の自己呪詛の文言を代讀する、という形式で自己の願望を鄭に強要する、といういわば間接的契約がなされているのである。與盟者が主盟者のかかる行爲を默認すれば、それは與盟者が實際に自己呪詛を行なったと同じ強制力で與盟者を拘束することとなる。然るに㉒の場合では、與盟者たる鄭が、晉によって宣讀された契約條項を事實上無效にする獨自の契約條項を用いた眞正の自己呪

詛（b）を行なって、晉の意圖を挫き、「昭大神要言焉」なる鄭の主張を晉が已む無く認めることによって、鄭の自己呪詛が有效なものとして確立し、かくして盟が完結するのである。㉓では孔子說話としての後世の潤色を被ったためか、載書の體裁に若干の混亂が見られるものの、盟其自體の進行過程は㉒に略同である。[16] 從來の甲型載書單行の場合の盟が、與盟者の行爲を規定した契約條項を、主盟者が一方的に宣讀し、他人呪詛を用いてその遵守を與盟者に強制するものであったのに對し、㉒・㉓の二例では、與盟者の自己呪詛の文言（乙型載書）が甲型載書に附加されて宣讀されることによって、盟が始めて完結しているのである。

更に今一つの乙型載書を用いた盟には一層の變容が認められる。

㉔丁丑、崔杼、（齊景公を）立て、之に相たり。慶封を左相とす。國人に大宮に盟う。曰く「(a)所し崔・慶に與せざれ者（所不與崔慶者）」と。晏子、天を仰ぎ歎じて曰く「(b)嬰所し唯だ君に忠に社稷を利する者にのみ是れ與せず、（而して異志有ること或れ者）上帝の如き有らん（嬰所不唯忠於君利社稷者是與、（而或有異志者）有如上帝）」と。乃ち歃る。（襄二十五）

この載書の呪詛の部分を㉒・㉓に比較すると、「有如此盟」とは作らず、「有如上帝」と直接に神格を擧げている。つまり、別の載書の存在を最早前提とせず、「所……者、有如……」なる文言のみで完結しているのである。㉔は「所……者、有如……」なる乙型載書が㉒・㉓の副文的地位を脫して、單獨で完結的に使用されている、という點に於て、書式的には、㉒・㉓より更に新しい段階を劃するものと考えられる。『會箋』の說に從ってこの盟の狀況を再構成すると以下の如くなる。齊の崔杼・慶封は自ら主盟者となり、與盟者たる國人に「所不與崔慶者、有如上帝」なる載書を用いて順番に自己呪詛を行なうことを強要し、「國」內に於ける自己の霸權を確立せんとした。晏嬰の番となり、彼は契約條項を改變して之を宣讀し、崔・慶への服從を拒んだのである。[18]

この用例では、盟は今や從來の、主盟者が單獨で載書を宣讀する形式から、與盟者が個別に載書を宣讀する形式へと完

全に移行し、それに卽應すべく「所……者、有如……」なる自己呪詛の文言を用いた乙型載書が單獨で使用されるに至っているのである。

小結として㉒～㉔の檢討で得た甲→甲・乙→乙なる載書の書式の發展關係からより一般的な人的結合關係を展望するための豫備作業を行なっておこう。まず、㉒・㉓に見た乙型載書の甲型載書に對する附加は、甲型載書がそれのみにては最早有效たりえなくなった狀況を示唆する。主盟者が與盟者に對して一方的に提示する他人呪詛の有效性が稀薄となったが故に、主盟者は、與盟者の自己呪詛――それは神格と與盟者とを直結する、という點に於てより強い強制力が期待される――の文言を代讀する、という形式で乙型載書を提示し、秩序の強制的成立をはかるのである。乙型載書の甲型載書に對する附加は、盟に於ける本來的狀況ではありえない。もし乙型載書の附加が不可缺であったとすれば、抑も甲型載書などという他人呪詛なる強制力に依存する載書が存在した筈はないからである。然るに、主盟者によって提示される乙型載書は、それが本來的に與盟者の自己呪詛の文言であるが故に、與盟者の眞正の自己呪詛によって容易に否定される不安定性を有し、現に㉒～㉔では與盟者によって否定されてしまうのである。すなわち、乙型載書を用いた盟は、甲型載書を單獨で用いた盟の如き、主盟者の與盟者に對する一方的な盟による秩序強制を最早許さぬものとなっているのである。戰國以降の盟自體の秩序維持機能の喪失なる盟のたどるべき運命を勘案すれば、甲→甲・乙→乙なる載書の書式上の發展段階は、盟の秩序維持機能の喪失過程に位置附けうるものとなる。甲型載書が春秋時代を通じて存在することから、かかる過程は一時に、また全面的に起こったこととはなりえないのではあるが、少なくとも、盟の秩序維持機能の稀薄化なる歷史的な方向を導入すれば、載書の書式上の發展段階及びそれに對應すべき社會的關係を、單に並行する諸類型としてではなくして、歷史的な發展段階として設定することの正當性が主張できよう。載書の書式上の變質過程より推測される、盟の前提となるべき人的結合關係の變容に就いては結論で改めて具體的に展望することとする。

第三章　晉國出土載書

一九六五年十一月～六六年五月、山西省侯馬市東郊の澮河北岸の臺地に於て、四百餘箇處の竪坑が發見され、うち三二六箇處が發掘され、石質、玉質の載書五千餘件（斷片・文字無きものも含む）が發見された。うち判讀可能なもの六五六件の摹本が、一九七六年、山西省文物工作委員會より『侯馬盟書』（以下『侯馬』と略記。侯馬載書の編號は同書に據る）と題して公刊され、一應の紹介が完了した。侯馬市附近では春秋・戰國に斷代される複數の古城址が發見されており、春秋中期以降の晉國の都城たる新田は、『左傳』成六に「有汾澮以流其惡」とある地望から最近では侯馬に比定されている。[19]

また一九七九年三月十二日、河南省溫縣武德鎭公社西北で侯馬と同時期の盟の遺址が發見された。遺跡は溫縣城東北一二・五粁の沁河の南岸、州城遺址の東墻北端の環壕のすぐ外側に在る。州邑は晉文公が周王より賜與された所謂「南陽」の一邑であり、本來溫邑の屬色で、所謂春秋縣の一である。[20] 一九八〇年三月～八二年六月の發掘で一二四箇處の土坑が發掘され、うち十六坑より石質の載書が出土した。一號坎のみで凡そ五千餘件近くあり、うち十四件の摹本・寫眞が紹介された（河南省文物研究所「河南溫縣東周盟誓遺址一號坎發掘簡報」『文物』一九八三年第三期。以下『溫縣』と略記。溫縣載書の編號は同書に據る）。また一九三〇・三五・四二年に發見され、戰時中流散し、現在中國社會科學院に收藏されている十一件の玉質・石質の載書がある。これは從來「沁陽載書」と稱されていたが、實はこの溫縣遺址で出土したことが確認された（『溫縣』）。以下、この「沁陽載書」を舊出載書、『溫縣』所載分を新出載書と稱する。

侯馬載書はその內容に從って六種十類に分かれる。斷代に就いては、整理の過程で一九七五年に新たに發見された第五類に、現存の追放者たる中行寅に出內することを禁ずる契約條項が見え、中行寅が『左傳』所見の范・中行の亂（前四九七―八九）の一方の首魁であることから、侯馬載書が春秋末期に當たることが確定した。また溫縣載書は、新出載書の內容は略同。舊出載書のうち五例（甲二～六）の內容は新出載書に略同で、一例（甲一）のみやや長文のものがある。その內

容はいずれも侯馬載書第二類に最も近い。斷代に就いては甲一の追放者名のうち「郵政」が侯馬載書第三類にも見えることから、溫縣載書が侯馬載書と同時代に屬することを確認しうる。[21]

侯馬載書は發見以來既に二十年を閲し、ある程度の研究が進行しているが、載書全般の釋讀を充分にふまえたものは少なく、固有名詞の解釋に拘泥する餘り、書式自體の分析は全く行なわれていない。本章では前二章で行なった『左傳』所見の載書分析の成果をふまえつつ、侯馬載書第二～四類及び溫縣載書[22]に關して、その書式上の特徴を確認する。本來ならば、從來の研究を總括的に紹介・批判すべき所ではあるが、紙數の都合もあるので、その作業は別稿に讓る。以下、上段には載書原文の隷定、下段には判明する限りの訓讀を記す。所在は一々明記しないが、底本たる載書に缺けている字は原文中に角括弧を以って補い、或體と判斷されるもの、及び指示語の內容は、訓讀文中に丸括弧を以って補う。

(一) 侯馬載書第二類

『侯馬』は之を「宗盟類」二～六と稱する。第一種（「宗盟類」二）二〇〇・一を底本とする。[23]

(1)直父敢不半其腹心事其宝、

(2)而敢不盡從嘉之明、定宮〔及〕平陟之命〔者〕、

(3)而敢或叟改助及勹、卑不守二宮者、

(4)而敢又志復趙尼及其子孫于晉邦之隮者、

(1)直父（與盟者）敢て其（己）の腹心を半ちて以って其（己）の宝（主）に事えざらんや。

(2)而し敢て盡く嘉の明（盟）・定宮及び平陟の命に從わざれ者、

(3)而し敢て叟改助及勹すること或りて二宮を守らざら卑（俾）むれ者、

(4)而し敢て趙尼及び其の子孫を晉邦の隮（地）に復せんと志すこと又れ者、

(5)及〔其〕羣虖明者、
(6)盧君其明惡覘之、厤塞非是、

(5)及び其れ羣虖明（盟）すれ者、
(6)盧（吾）が君其れ明惡して之（與盟者）を覘（視）ん。厤塞非是。

（傍線部は意味が確定できず訓讀し難きものである。以下同例。）

(1)〜(5)は契約條項である。(1)の冒頭「直父」の部分は載書によって異なることから與盟者の名であることがわかる。出土載書はいづれもその冒頭に個々の與盟者の名を明記している。(1)の「敢不」は反語を導く助辭である。(2)〜(4)には前章で見た「而……者」なる條件節が用いられている。(2)の「敢不」は條件節に内包される以上、反語にはなりえない。文獻には見えぬ出土載書獨自の句法である。(2)の「嘉」を「子趙孟」に作る例があり、また第三類に「嘉之躬（身）及孫々（子孫）」の一句があり、「嘉」が趙氏に屬する人物たるを知る。時代的に『左傳』所見の趙鞅（趙孟とも稱する）であると推定される。[24] (4)にみえる追放者（「趙尼及其子孫」）の内容により、第二類は第一〜五種に細分される。第一種は「趙尼及其子孫」の一氏一家。第二種（「宗盟類」三）は「趙餌及其子孫、事（史）醜及其子孫」（四九・二）の二氏二家。第三種（「宗盟類」四）は「趙尼孫々（子孫）・𤞷（先）𤞷之孫々・𤞷直及其孫々・趙𧼈之孫々・事醜及其孫々」（三・一）の四氏五家。第四種（「宗盟類」五）は「趙尼及其孫々・𤞷𤞷之孫々・𤞷直〔及〕其孫々・趙𧼈之孫・事醜及其孫々・司寇鬻之孫々・司寇結及孫」（一九・四四）の五氏七家。第五種（「宗盟類」六）は追放者の部分の殘缺のため分類しえないものである。(5)は「者」のみにて條件節を構成する。(6)は呪詛。條件節で提示された契約條項(2)〜(5)に導かれたものである。「之」字を「女」に作る用例があるが、かかる「女」は「之」に置換しうる以上、二人稱代名詞には解し難い。『古書虛字集釋』卷七、汝・女に、

　汝は猶お此のごときなり。字は通じて女に作る。汝は若と古は同音。若は此と訓ず。故に汝も亦た此と訓ず。

とある說に從って解すべきであろう。

(二) 溫縣載書

新出載書二一八二を底本とする。

(1)十五年十二月乙未朔辛酉、自今以往、鄀朔敢不慤々焉中心事其宝、

(2)而〔敢〕與賊爲徒者、

(3)不㬎晉公大匆愿愿覘女、嫛塞非是、

(1)十五年十二月乙未朔辛酉、今自り以往、鄀朔（與盟者）敢て慤々焉として中心より其（已）の宝（主）に事えざらんや。

(2)而し敢て賊と徒を爲せ者、

(3)不（丕）㬎（顯）なる晉公の大匆（冢）愿愿して女（これ）（與盟者）を覘（視）ん。嫛塞非是。

(1)・(2)は契約條項。(1)は反語「敢不」を用い、(2)は條件節「而……者」を用いる。(1)に見える「十五年十二月乙未朔辛酉」なる紀年は、晉定公十五年であろう。晉が夏正（置閏の關係で一～二箇月移動することはあるが、原則的に周正の季春を正月とする）を採用し、また定公が頃公の死後卽ちに年内改元を行なったと假定すれば、[25] 晉定公十五年十二月は魯定公十三年二月前後となる。『春秋』・『左傳』に殘る魯の紀年より推算すると、魯定公十三年正月朔もしくは三月朔に乙未に極めて近い干支を求めることができる。『左傳』定十三には、

趙孟（趙鞅）怒りて午（邯鄲趙午）を召し、これを晉陽に囚う。……遂に午を殺す。趙稷・涉賓、邯鄲を以って叛す。

夏、六月、上軍司馬籍秦、邯鄲を圍む。

とあり、魯定公十三年春は、范・中行の亂の發端ともいうべき邯鄲趙氏の晉國に對する叛が勃發した時期となる。この紀年の發見は、侯馬載書第五類に基いて主張された范・中行の亂との關係を改めて傍證するものとなるわけである。(3)は條件節(2)を受けた呪詛である。(3)の「女」は『溫縣』に依れば「之」に作る例もある由である。侯馬載書第二類所見の「女」に同例である。また新出載書一八四五は「圭命、自今以往……」に作り、『溫縣』に依ると「圭命曰」・「圭命之言曰」と

作るものもある由である。「圭」は載書の形狀から載書自體をいうもの。「圭命」とはこの載書の文言を指すものである。西周時代の策命を記す金文に於て「王若曰」・「王曰」にはじまる王の言辭を史官が代讀する文例に似る。この載書の文言は、與盟者の自己呪詛の文言であるが、「圭命」の一句より、實際の宣讀では、祝史の類の代讀に係ることが推定される。

(三) 侯馬載書第三類

『侯馬』は「委質類」と稱する。一五六・二〇を底本とする。

(1)盦章自質于君所々、
(2)〔所〕敢俞出入于趙尼𡨦々及孫々……
(下略)……
(3)及羣虗明者、
(4)章〔敢不〕顯嘉之躬及孫々、
(5)〔而〕或復入之于晉邦之中者、
(6)則永亟覘之、厤塞非是、
(7)既質之後、
(8)而敢不晉覘〔祝〕事敵紲繹之〔于〕皇君
𡨦々、
(9)則永墜覘之、厤塞非是、
(10)閔伐之孫々、寓之行道、〔而〕弗殺〔者〕
君其覘之、〔厤塞非是〕

(1)盦章（與盟者）自から君所に質（誓）う。
(2)所し敢て俞して趙尼の所及び孫々（子孫）〔の所〕……（中略）
……に出入すれば、
(3)及び羣虗明（盟）すれ者、
(4)章敢て嘉の躬（身）及び孫々（子孫）を顯らせざらんや。
(5)而し之（追放者）を晉邦の中に復入すること或れ者、
(6)則ち永亟して之（與盟者）を覘（視）ん。厤塞非是。
(7)既に質（誓）うの後、
(8)而し敢て晉（巫）覘（覡）祝事（史）をして皇君の所に敵紲繹之
せざれば、
(9)則ち永墜して之（與盟者）を覘（視）ん。厤塞非是。
(10)閔伐の孫々（子孫）、之（閔伐の子孫）に行道に寓いて、而し殺さ
ざれ者、君其れ之（與盟者）を覘（視）ん。厤塞非是。

(1)は載書前半（(1)〜(6)）の序章。(2)〜(5)は契約條項である。(1)の句末の「所」に再讀符號が附き、(2)の冒頭に附して讀み、條件節を構成する助辭となる。右で省略した(2)の全文を隷定すると、次の如くである。

〔所〕敢俞出入于趙尼𡨦々及孫々・𤞷𤞷及其子乙及其白（伯）父弔（叔）父〔兄〕弟孫々・𤞷直及其孫々・𤞷鐺・𤞷將之孫々・𤞷訒・𤞷𤞷之孫々・中都𤞷𤞷之孫々・𤞷木之孫々・𤞷及新君弟孫々・𤞷及新君弟孫々・肖（趙）朱及其孫々・趙喬及其孫々・郝𧻚之孫々・邯鄲（鄲）重（鄲）政之孫々・閔舍之孫々・趙𨛭之孫々・事醜及其孫々・重𤞷及孫々・邵城及其孫々・司寇𦥑之孫々・司寇結之孫々、

「𡨦」に合文符號が附いたものを、朱德熙・裘錫圭兩氏は追放者の各々に附すべきものを、その筆頭たる趙尼の後にまとめて附したもの、とする。[26] 追放者は九氏二十一家に及ぶ。「中都」・「邯鄲」なる地名を冠する追放者がいる。これらの邑は范・中行の亂の際、反亂者側の勢力圏であった地域に屬する。(3)は既出。(4)は插入句的用法。反語「敢不」を用いる。(5)は條件節「而……者」を用いる。(6)は呪詛。條件節で提示された契約條項(2)・(3)・(5)を受ける。(6)を「虞君其明亟覘之……」に作る用例も多い。(7)は載書後半（(7)〜(9)）の序章。(8)は契約條項。句頭の「而」を「所」・「而所」に作る例もあり、この句の條件節たるを知る。(9)は(8)を受けた呪詛。(10)は附加された契約條項とそれを受けた呪詛。「寓之行道、弗殺」の部分は載書によって多様な表現をとる。また句頭に與盟者名を附する事例もある。[27]

(四) 侯馬載書第四類

『侯馬』は「納室類」と稱する。六七・一を底本とする。

(1)𢘅自今以往、敢不逾𨑓此明𧶠之言、

(1)𢘅（與盟者）今自り以往、敢て此の明（盟）𧶠（誓）の言に逾（率）𨑓（從）せざらんや。

(2)〔而〕尚敢或內室者、

(2)而し尚お敢て室を內（納）むること或れ者、

(3)〔而〕或婚宗人兄弟〔或〕內室者、〔而弗〕執弗獻、

(4)不顯晉公大匆明亟覘之、厤臺非是、

(3)而し宗人兄弟の室を內（納）むること或るを婚（聞）くこと或れ者、而し執えず獻ぜざれば、

(4)不（丕）顯なる晉公の大匆（冢）、明亟して之（與盟者）を覘（視）ん。厤臺非是。

(1)〜(3)は契約條項。(1)は反語「敢不」を用いる。(2)は條件節「而……者」を用いる。(3)は「而……者」と「而」のみを用いたものとの二重の條件節より構成される。(4)は呪詛。條件節で提示された契約條項(2)・(3)を受ける。

次に出土載書の書式上の特徴を確認する。出土載書の契約條項の提示には、反語「敢不」と、假設「而……者」とが併用される。まず「而……者」なる條件節を用いた契約條項に就いて。かかる契約條項は乙型載書に共通するものである。前章では、契約條項にこの「所（而）……者」なる條件節を用いる乙型載書を、與盟者の個々が之を宣讀するものと考えたが、文獻史料のみにて行なった如上の推定は、同一の文言を用いて個々の與盟者のために作られる、この出土載書の發見により、改めて傍證を得たわけである。また、乙型載書では「有如〔神格〕」なる呪詛を用いるが、出土載書は「〔神格〕……覘（視）之……」なる呪詛を用いる。これは、出土載書の乙型載書に對するより新しい局面である。すなわち、「〔神格〕視之」式の呪詛は、『左傳』には一例もみえず、成立の降る文獻に至ってはじめて現われるからである。[28] 前章に既出の『左傳』僖二十四の「所不與舅氏同心者、有如白水」なる文言を『史記』晉世家が「所不與子犯共者、河伯視之」と作ることも、この兩種の呪詛の先後關係を傍證する。次に「敢不」の性格。『左傳』に於て「敢不」を用いた反語表現は四十六例の多きに及ぶが、その文言の宣讀者個人（或いは宣讀者が代理する個人乃至は代表する集團）自身の行爲を記す例に限定される。うち「敢不」の直前に行爲者の名を擧げる用例としては、

(イ)叔向曰く「肸（叔向の名）敢て命を承けざらんや（肸敢不承命）」と。（襄十九）

(ロ)（季）武子曰く「宿（季武子の名）敢て封いに此の樹を殖え、以って角弓を忘るる無からざらんや（宿敢不封殖此樹、以無忘角弓）。……」と。（昭二）

などがあるが、この行爲者は宣讀者自身である。[29] また、

(ハ)公子（重耳）降りて拜稽首す。公（秦繆公）一級を降りて辭す。（趙）衰曰く、「君、天子を佐くる所以の者を稱して重耳に命ず。重耳敢て拜せざらんや（重耳敢不拜）」と。（僖二十三）

この用例は趙衰が、主君たる公子重耳の代理で應答した口狀であり、實質的には公子重耳自身が自己の行爲を自ら規定するに等しい。『左傳』のかかる用例に準ずれば、出土載書所見の「（與盟者）敢不……」なる文言は、その與盟者自身が自己の行爲を規定する表現となる。更に「敢不」が盟に關係する事例を『左傳』に求めると、

(ニ)大夫、清原に逆う。周子曰く「……二三子、我を用うるは今日、否るも亦た今日。共して君に從うは、神の福する所なり」と。對えて曰く「羣臣の願いなり。敢て唯だ命のみを是れ聽かざらんや（敢不唯命是聽）」と。庚午、盟いて入る。（成十八）

(ホ)癸巳、齊侯、虢に次す。燕人、成を行う。曰く「敝邑、罪を知る。敢て命を聽かざらんや（敢不聽命）。先君の敝器、請う以って罪を謝せん」と。……二月、戊午、濡上に盟う。（昭七）

などがあるが、これらの事例に於て「敢不」は盟の前提となる口狀の中に限定的に現われ、載書の文言其自體に之を用いた例は無い。[30] 從って、出土載書は、この「敢不……」なる文言を載書の中に積極的に導入した、という點に於ても、『左傳』所見の載書に對してより新しい段階を劃するものとなる。

以上まとめるに、出土載書は、個々の與盟者が自己の行爲を規定する契約條項を提示し、自己呪詛を以ってその遵守を自己に強制する文言を用いたもの、となる。もっとも、溫縣載書の冒頭にみえる「圭命」一類の文言から、實際の宣讀は、巫覡祝史といった職業的祭司の代讀に係ることが推定されるが、文言の形式からして、かかる代讀は、個々の與盟者

が實際に自分で宣讀したものと同じ效果をもつものとなる。

結論

㈠春秋時代に於ける載書の類型を、その書式上の先後關係に從って整理すると以下の如くなる。

㈠契約條項が完結した文章を構成し、「有渝此盟」なる條件節を介して「明神殛之」式の呪詛が改めて提示されるもの（甲型載書）。

㈡契約條項が「所（而）……者」なる條件節の內容として提示され、直ちに「有如〔神格〕」なる呪詛が續くもの（乙型載書）。この文言は本來、盟以外の自己呪詛に頻用されたものであるが、甲型載書に付加されることによって盟に採用され（「有如此盟」なるいわば過渡的な呪詛の存在が之を傍證する）、更に單獨で載書を構成するに至る。

㈢契約條項が「而……者」なる條件節に加うるに「敢不……」なる反語を以って提示され、條件節を受けるに「有如〔神格〕」より新しい「〔神格〕視之」式の呪詛が用いられるもの（出土載書）。これは乙型載書より派生したものである。

㈡次に宣讀の狀況と契約條項の內容とを勘案して、各類型の載書を用いた盟によって成立する契約の性格を整理すると以下の如くなる。

㈠甲型載書は主盟者單獨の宣讀に係る。故に、契約條項は與盟者の行爲の規定が不可缺の要素となる。從って、甲型載書を用いる盟では、主盟者がかかる契約條項を條件附他人呪詛を用いて與盟者に強制する契約が成立する。

㈡乙型及び出土載書は個々の與盟者の宣讀（代讀の場合も含む）に係る。從って、乙型及び出土載書を用いる盟では、個々の與盟者が自己の行爲を規定した契約條項を條件附自己呪詛を用いて自己に強制する契約が成立する。

㈢呪詛の性格に基き、神格と主盟者・與盟者との關係を整理すると以下の如くなる。

㈠他人呪詛は、與盟者全體と神格との間に主盟者が介在し、主盟者が神格を呼び出すことで成立する。

㈡自己呪詛は、個々の與盟者が個別かつ直接に神格を呼び出すことで成立する。

載書をめぐって確認された如上の變容過程は、盟の秩序維持機能の稀薄化、なる視點の導入により、更に以下の如き、より一般的な人的結合關係、乃至は社會的秩序の變容を推測させる。抑も、盟に於ける契約の遵守は、強制力たる呪詛の有效如何に係っているのであるが、甲型載書では、主盟者の一方的な他人呪詛に對する與盟者の承認行爲が、載書の文言其自體には見出しえない。乙型及び出土載書に於ける、契約の遵守主體たる與盟者の自己呪詛が、同時に與盟者自身の神格への畏怖の表白であることに比較すると、甲型載書の他人呪詛は、主盟者に呼出された神格の制裁に對する與盟者の畏怖を正に無言の前提として始めて成立しうるものとなる。

㈠「國」内的には「國」が、一個の祭祀共同體――それは、主盟者の側の主宰する特定の神格への祭祀に與盟者が從屬的に參與する、という意味での「共同體」ではあるが――として確立し、或いはその確立が意識的に擬制され、其故に、與盟者たるべき個々の「國人」の祭祀秩序への從屬が當然視される、といった狀態

㈡「國」間では個々の與盟國のかかる祭祀秩序が霸者によって利用され、其故に尊重される、といった狀態

が、甲型載書の前提となるのである。然らば、乙型及び出土載書に看得される與盟者と神格との直接かつ個別的關係の發生とは、甲型載書の基盤であった「國」の祭祀秩序に、個々の與盟者が最早無條件には從屬しえなくなった狀態を示唆するものとなる。窮極的には「國」なる一個の祭祀共同體に埋沒していた個々の與盟者が「國」から個別に自立し、或いは「國」に既存の祭祀秩序の埒外に本來存在した成員を新たに内包すべく「國」其自體が變容する、といった過程を經て、「國」に既存の祭祀秩序が動搖し、それに依存した甲型載書を用いる盟の有效性が稀薄となった結果、個々の與盟者が自己呪詛を行なう乙型、更には出土載書を用いる盟が採用されるに至る、という過程を展望しうるのである。しかし、一旦、個々の與盟者の自己呪詛を強制力とする形式の盟を採用すると、神格と與盟者との間に主盟者は最早介在しえなくな

る。故に主盟者の秩序維持の手段としての盟其自體の機能は稀薄とならざるをえない。與盟者が任意の契約條項を用い、任意の神格を呼出して自己呪詛を行なうことが可能となってしまうからである。第二章で乙型載書の用例に見た、主盟者が最早、盟其自體では與盟者を服從せしめえなかった狀況は、その經緯を端的に示している。かくして、盟による秩序維持は、戰國以降急速に廢れてしまうのである。一方で、神格の介在を要件としない「內面より結びつく人閒關係」の主體としての「國」の祭祀秩序より個別に自立した成員、この存在を前提としてかかる關係の設定がはじめて可能となり、またかかる「內面より結びつく人閒關係」の確立を經て、盟による人閒關係は、人閒を「外側から結びつけ」るものとして相對化されてしまうのである。

かかる展望の具體的實證は爾後の課題となろう。

註

(1) 契約條項が宣讀者自身の行爲を規定する場合には、いわゆる確約的宣誓となる。但し、盟誓には、宣讀者にとっての相手方（他人）の行爲を規定する契約條項を有する場合がある（後述）ので、宣誓なる語の使用は避ける。また、確言的宣誓、すなわち自己の言明が眞實であることを保障する宣誓に就いては、『左傳』に用例を得ないので、本稿では考察を割愛する。但し、『墨子』明鬼下所見の齊の羊神判は、確言的宣誓であり、「盟」と稱されている。

(2) 但し、史料に現われる盟・誓の實際の用法は、本稿の術語としての盟・誓との閒に若干のずれをもつ。すなわち、(イ)盟を指して盟誓と稱する例（『左傳』成十三・襄九・昭十六・定四）・(ロ)呪詛を強制力とする文言を誓と稱する例（『左傳』宣十七・襄十八）がある。これらは誓なる語彙が、條件附刑罰の豫告を強制力とする契約、なる狹義の他に、宣誓・呪詛一般の汎稱、としての廣義を有することに由來する。本稿の術語としての誓は狹義のそれである。また、(ハ)現實の刑罰の執行を心理的強制力とする契約を盟と稱する例（『左傳』襄二十三・昭四、『國語』吳語所見の「無或（毋或・莫）如……」式の文言）がある。これは本稿の術語ではむしろ誓に屬するものとなる。本稿では、複數の當事者によって行なわれ、條件附呪詛を強制力とする契約行爲に限定して盟なる術語を適用する。條件附呪詛を用いても、複數の當事者の存在を要件としないもの（第二章⑭～㉑）は盟とは一應別個のものとして扱うこととする。なお、本稿では「條件附（的）呪詛」・「條件附（的）刑罰の豫告」及び後出の「他人呪詛」・「自己呪詛」なる術語の定義は、中田薫「起請

文雜考」(『法制史論集』第三卷、岩波書店、一九四三年)・滋賀秀三「中國上代の刑罰についての一考察——誓と盟を手がかりとして」(『石井良助先生還曆祝賀法制史論集』創文社、一九七六年)に準じ、「契約」なる術語の定義に就いては、船水衛司「契約」(『聖書講座』第二卷、日本基督教團出版局、一九六六年)に準ずる。

(3) 滋賀氏前掲論文。

(4) 籾山明「法家以前——春秋期における刑と秩序——」(『東洋史研究』第三十九卷第二號、一九八〇年)

(5) 增淵龍夫「戰國秦漢時代における集團の『約』について」(『東方學論集』第三、一九五五年、『中國古代の社會と國家』弘文堂、一九六〇年)、「左傳の世界」(『世界の歷史』三、筑摩書房、一九六〇年)

(6) 滋賀氏前掲論文。

(7) 本稿では盟を主宰する單獨の個人乃至は集團を主盟者と稱し、主盟者の主宰する盟に從屬的に參加する單獨或いは複數の個人乃至は集團を與盟者と稱する。

(8) 『左傳』所見の「寡君聞命矣」なる文言を用いた答辯としては他に隱八の魯の衆仲の辭、及び僖二十八の晉の欒枝の辭がある。いづれも「寡君聞命矣」の一句の前には相手方の行爲、後には答辯の言明の主體の側の行爲を嚴密にふりわけて敍述している。

(9) 『左傳』には他に淸丘の盟(宣十二)・溴梁の盟(襄十六)・督揚の盟(襄十九)・平丘の盟(昭十九)に用いられた甲型載書の契約條項の一部分が保存されている。文言其自體から宣讀の狀況を伺うことはできないが、霸者と諸侯(或いはその代理たる卿)なる當事者の構成からして、主盟者たる霸者單獨の宣獨に係る、と解して支障なきものとなる。

(10) 『左傳』には他に魯・鄭閒の越の盟(桓元)の載書の條件附呪詛の部分を保存する。

(11) ①以外には魯の泉丘の女が淸丘の社で行なった盟の載書(昭十一)・魯の臧昭伯が昭公の亡命に際して從者を與盟者として行なった盟の載書(昭二十五)・宋の內亂の際の二條の載書(哀二十六)がある。

(12) 王引之『經傳釋詞』卷七而に「而、猶若也、若與如古同聲、故而訓爲如、又訓爲若」とあり、卷九所に「所、猶若也、或也」とあり、各々用例を擧げて說明している。近人の論考としては周法高『中國古代語法・稱代篇』(中央研究院歷史語言研究所專刊之三十九、一九五九年)三九九〜四〇二頁、楊樹達『詞詮』(商務印書館、一九二九年)の關係箇處、王克仲「關于先秦所字詞性的調查報告」(『古漢語研究論文集』北京出版社、一九八二年)を參照。

(13) 何嬸飛「釋古誓辭」(『大陸雜誌』第二十九卷第三期、一九六四年)。用例を案ずるに、何氏の說が最も適合的である。「如(若)」は、「ソムク」と訓讀するのが最も通じ易いが、古い訓詁に例證が無い故、『會箋』に從い「ゴトシ」と訓讀しておく。

(14) ⑭〜㉑の他に「所……者、有如……」なる文言が盟以外に用いられた例としては『左傳』襄十八に「有如日」と呪詛のみ殘すものがある。

(15) ④の用例としては、幽の盟(莊十六・二十七)・新城の盟

(文十四)・蟲牢の盟(成五)・馬陵の盟(成七)・雞澤の盟(襄三)・戲の盟(襄九)・中分の盟(襄九)・亳の盟(襄十一)・重丘の盟(襄二十五)・平丘の盟(昭十三)・蟲の盟(昭十九)、㊐の用例としては清丘の盟(宣十二)・斷道の盟(宣十七)・蒲の盟(成九)・戚の盟(成十五)・柯陵の盟(成十七)・虛朾の盟(成十八)がある。

(16) ⑩の二條の載書のうち(a)には「齊師出竟、而不以甲車三百乘從我者、有如此盟」とある。「我」は宣讀者たる齊が自己を一人稱で稱したものとなる。このままでは、宣讀者たる齊にとっての他人たる魯の行爲を規定したものとなり、「而……者」なる自己呪詛の文言の體例に適應しない。「我」は「齊」に改めるべきであろう。また(b)には「而不反我汶陽之田、吾以共命者、亦如之」とあるが、傍線部は齊の行爲を指し、宣讀者たる魯にとっての他人の行爲が「而……者」に內包されることとなり、これも體例に合わない。「(齊)不反我汶陽之田、吾而以共命者、亦如之」とでも改めるべきものであろう。

(17) 角括弧內の一句を補った。⑨の二條の載書と⑪(b)の契約條項の部分を比較すると、「〔主語〕而(所)不唯〔賓語〕是〔動詞〕」なる全く同じ句法が採用されていることが判明する。⑨の二條の載書は更に「而或(敢)有異志者」と、「者」なる助辭を用いる一句で條件節を結束し、呪詛を導いている。⑪(b)の場合は「而或(敢)有異志者」に相當する一句が缺けているわけである。

(18) 戰國以降の文獻にこの記事を敷衍したものが見え、狀況の再構成に傍證を提供するものとなる。『晏子春秋』內篇襍上には以下の如くある。

崔杼既弑莊公而立景公、杼與慶封相之、劫諸將軍・大夫及顯士・庶人于太宮之坎上、令無得不盟者、……有敢不盟者、戟拘其頸、劍承其心、令自盟曰「不與崔慶而與公室者、受其不祥、言不疾、指不至血者死、」所殺七人、次及晏子、晏子奉梧血、仰天歎曰「嗚乎、崔子爲無道而弑其君、不與公室而與崔慶者、受此不祥」俛而飲血、

この記事が、この盟を「自盟」と稱し、與盟者に次を以って宣讀せしめた、と解している點は『會箋』の解釋の傍證となる。同樣の記事は、『後漢書』馮衍傳注引『晏子春秋』・『呂氏春秋』知分・『韓詩外傳』二・『新序』義勇などに見える。

(19) 江村治樹「侯馬盟書考」(『內田吟風博士頌壽記念東洋史論叢』創文社、一九八〇年)參照。

(20) 『左傳』昭三、及び增淵龍夫「先秦時代の封建と郡縣」(『一橋大學研究年報・經濟學研究』II、一九五八年、『中國古代の社會と國家』弘文堂、一九六〇年)を參照。

(21) 溫縣舊出載書に就いては、董作賓「沁陽玉簡」(『大陸雜誌』第十卷第四期、一九五五年)・陳夢家「河南沁陽出土戰國載書」(『考古』一九六六年第五期)・張頷「侯馬盟書叢考續」(『古文字研究』第一輯、一九七七年)など參照。編號は陳・張に從った。

(22) 侯馬載書第一類(『侯馬』宗盟類一)・第五類(『侯馬』詛呪類)は殘缺が多く通解を得難い。また第六類(『侯馬』卜筮類)は盟に伴う卜筮の記錄であり、嚴密な意味での載書ではない。いずれも考察を割愛する。

(23) 「其」は「己」の假借と解しておく。『古書虚字集釋』巻七、其を參照。
(24) なお第二種は(2)・(3)を缺いている。
(25) 晉の曆に就いては別稿にて詳論する豫定である。
(26) 朱德熙・裘錫圭「關于侯馬盟書的幾點補釋」(『文物』一九七二年第八期)
(27) 「閔伐之孫」の一句を(2)の追放者の中に列する用例があり、それらは㊀「寓之行道、弗殺」に相當する契約條項を(5)の直後に插入するもの、㊁「寓之行道、弗殺」に相當する契約條項を篇末にとどめ、之を呪詛で結束するもの、の二種に細分される。
(28) 『史記』晉世家「不報齊者、河伯視之」(『左傳』宣十七は「所不此報、無能涉河」に作る)・『後漢書』馮衍傳注引『晏子春秋』「不與崔氏而與公室者、盟神視之」など。また『論語』雍也に「予所否者、天厭之、天厭之」とあるは類例となる。
(29) 『左傳』成十三「至(郤至の自稱)敢不從」は同例である。
(30) 『左傳』には他に宣十二の鄭の降服・成二の齊の降服・哀六の齊悼公の卽位に伴う盟に先立つ口狀の中に「敢不」を用いた文言が見える。

A STUDY OF THE *ZAISHU* 載書 (COVENANT DOCUMENTS) OF THE SPRING AND AUTUMN PERIOD

YOSHIMOTO Michimasa

Zaishu are documents that were used in the Spring and Autumn period in the enactment of covenants 盟 (contracts binding by an imprecation imposing conditions). In the *Zuochuan* 左傳 there are two kinds of *zaishu*, 1) one which is read aloud by the covenant leader alone by which the leader binds the participants in the covenant (except himself) by imposing conditions on them by them by an imprecation and 2) one which is read aloud by every participant in the covenant in which every partici pant binds himself by imposing conditions on himself by an imprecation. In addition there is 3) another type of *zaishu*, one which has been excavated in Houma 侯馬 in Shanxi and in Wenxian 溫縣 in Henan. This type derives from type 2) and a development in the form of the document from type 1) through type 2) to type 3) can be ascertained. The fact that such a development can be shown to have taken place is a reflection of the breakdown of the "cult community" (Kultgenossenschaft) of the Spring and Autumn period. In the cult community of this period type 1) *zaishu* were employed in the enactment of covenants in which the covenant participants took part in a subordinate way in offerings presided over by the covenant leader to specific deities.

ON THE *QIANMO* 阡陌 LAND SYSTEM

WATANABE Shin'ichiro

In the pesent study I examine the following questions. 1) Pursuing the origins of the *qianmo* land system put into practice by Shang Yang 商鞅, I argue with point of departure in the *Questions on Wu* 吳問 section of the newly excavated *Sunzi* 孫子 that there is a line connecting Shang Yang's land system and the land system of the Warring States period state of Zhao 趙 2) I reconstruct the *qianmo* system from the *Land*